

耐震化への普及啓発

耐震化への意識啓発

- 東京都耐震マーク表示制度による耐震化の促進
- 地震防災マップの活用
- 耐震改修促進税制の普及

相談体制の充実強化

- 耐震化に関する相談窓口の設置

耐震改修工法等の情報提供

- パンフレット等による多様な広報活動の実施
- 木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及

技術的な支援

- 身近で信頼できる設計者や建築関連事業者の案内

町会や自治会等との連携

- 各団体等との連携の構築及び有効な地震防災対策の構築

総合的な安全対策

- 落下物等の防止対策
窓ガラス落下防止対策、外壁タイル等の落下防止対策、屋外広告物に対する規制、特定天井の脱落防止対策、家具類の転倒及び落下防止対策
- エレベーターの閉じ込め防止対策
- 建築物の液状化対策
- 長周期地震動対策
- リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 新築時の耐震性の確保の徹底
- 定期報告制度との連携
- 建築物の応急危険度判定の体制整備
- 橋りょうの耐震化
- 通電火災防止策（感震ブレーカーの普及啓発）
- 空き家等対策の推進
- 細街路の拡幅整備



調布市 都市整備部 建築指導課

〒182-8511

東京都調布市小島町2丁目35番地1

電話番号：042-481-7516（直通）

調布市耐震改修促進計画〔改定〕(素案)概要版

令和5年12月改定

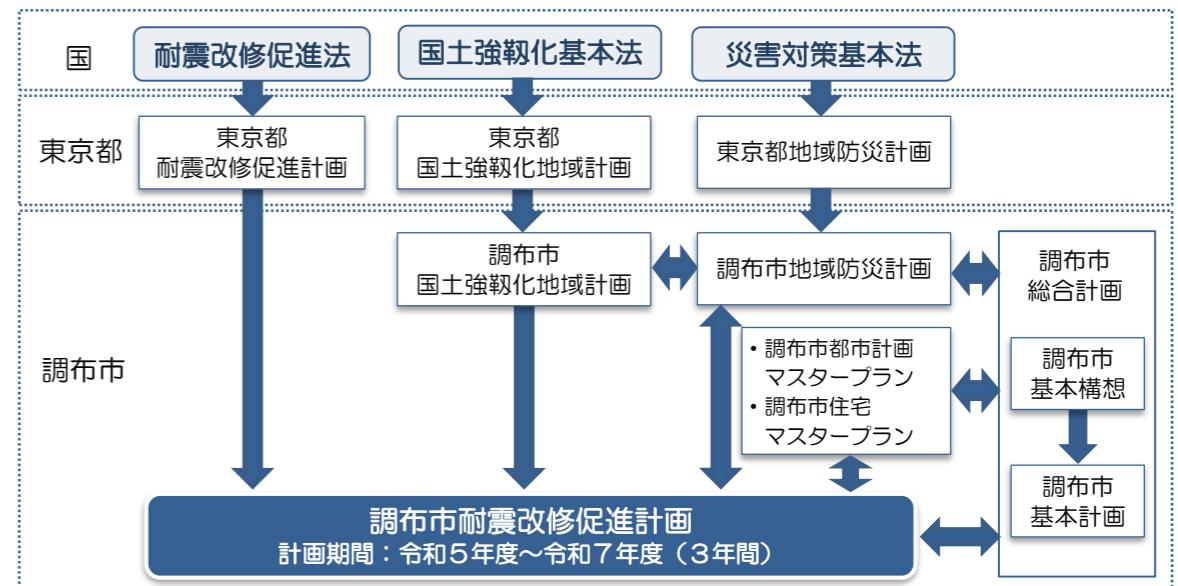
1 計画の概要

○ 計画改定の背景と目的

市では、災害に強いまちの実現のため、耐震改修促進法第6条の規定に基づき、平成20年に「調布市耐震改修促進計画（以下、本計画とします）」を策定し耐震化を推進してきました。耐震改修促進法および東京都耐震改修促進計画が改定されたことから、国及び東京都の新たな動向を踏まえるとともに、市の実情を考慮して、本計画を改定しました。

本計画は、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を保護するため、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進することを目的とします。

■ 調布市耐震改修促進計画の位置づけ



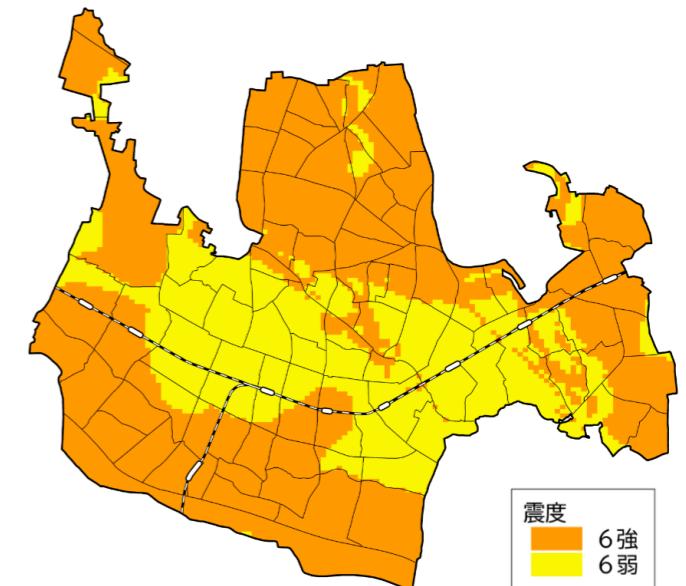
○ 多摩東部直下地震による地震被害想定

東京都は、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しました。

市では、多摩東部直下地震による被害が最も大きいと想定されています。

■ 市における多摩東部直下地震の被害概要及び震度分布（令和4年5月公表）

被害想定の項目		多摩東部直下地震
想定地震	マグニチュード	7.3
	発生時刻	冬・夕方18時
	風速	6 m/s
建物被害	最大震度	6強
	全壊	675棟
人的被害	半壊	2,603棟
	火災による焼失	1,160棟
死傷者	死者	55人
	負傷者 (うち重傷者)	991人 (143人)



2 耐震化の現状と目標

建築物の種類		現 状	目 標
		令和3年度末	令和7年度末
緊急輸送道路 沿道建築物 ^{*1}	特定緊急輸送道路沿道建築物	89.8%	耐震化率 100% ^{*4}
	一般緊急輸送道路沿道建築物		区間到達率 95%未満の解消 ^{*2}
住 宅 ^{*3}	全 体	92.8%	97% ^{*4}
	戸建て住宅	90.4%	97% ^{*4}
	共同住宅等	93.7%	97% ^{*4}
特定建築物 ^{*4}		89.0%	95%
防災上重要な公共建築物		平成 23 年度末 100%達成済み	—

*1 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率の現状は、令和4年度末の数値です。

*2 令和 17 年度末までに総合到達率 100% を目標とします。

*3 上記に加え、令和 12 年度末までに 2000 年基準を満たさない新耐震基準の木造住宅を半減、令和 17 年度末までに耐震性が不十分な全ての住宅をおおむね解消することを目指とします。

*4 調布市基本計画に合わせ、目標年度を令和8年度末とします。

*5 調布市緊急道路障害物除去路線については、次回以降の計画改定時に定めます。

○特定緊急輸送道路沿道建築物の目標設定について

東京都では、特定緊急輸送道路の通行機能を「区間到達率」と「総合到達率」という指標を用いて、目標設定を行っています。

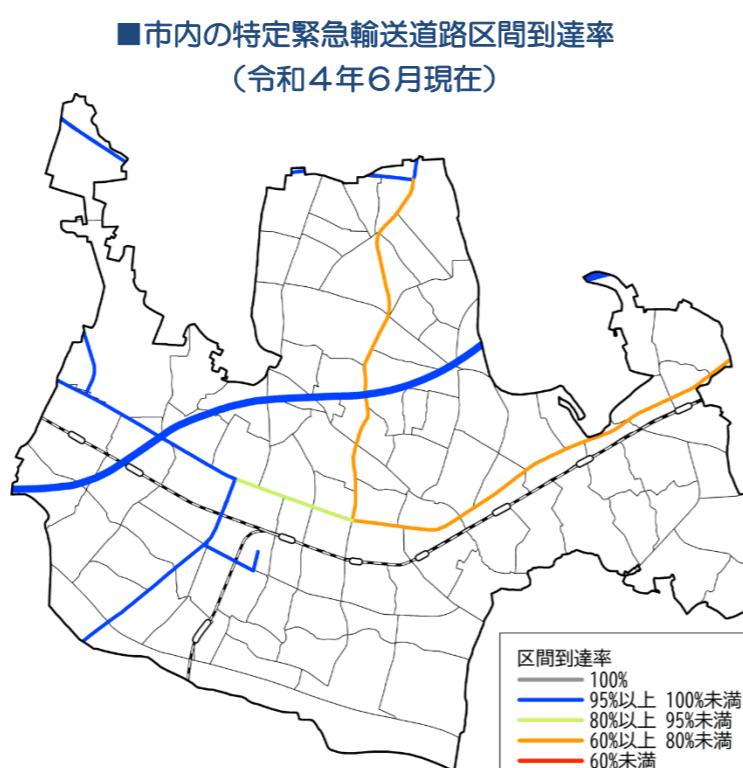
市内には、令和 4 年 6 月時点で区間到達率 60% 未満の区間はなく、60% 以上 80% 未満の区間があります。

緊急輸送道路：災害直後から、応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線

特定緊急輸送道路：緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を進める必要のある路線

区間到達率：都県境からある区間に到達できる確率

総合到達率：区間到達率の道路長さに基づく平均値



建築物の耐震化を図るための重点施策

緊急輸送道路等沿道建築物

【特定緊急輸送道路沿道建築物】

- 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進施策の実施
- 建物所有者への働きかけ
- 耐震化に係る支援
- 耐震化に係る公表

【一般緊急輸送道路沿道建築物】

- 建物所有者への働きかけ
- 耐震化に係る支援

【調布市緊急道路障害物除去路線沿道建築物】

- 対象建築物の把握
- 建物所有者への働きかけ

住 宅

【木造住宅】

- 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業
- 木造住宅耐震化促進事業助成
- 木造住宅所有者のための耐震相談窓口の設置
- 新耐震基準の木造住宅の耐震化に係る支援

【分譲マンション】

- 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業
- 分譲マンション耐震化促進事業助成
- 管理状況届出制度を活用した普及啓発

特定建築物

- 特定建築物定期調査報告制度を活用した所有者等への普及啓発活動、情報提供
- 所有者の取組状況に応じた指導、助言
- 要配慮者が利用するその他の民間建築物の耐震化の取組

組積造の塀

- 倒壊における危険性や対策の必要性についての啓発
- 狭隘道路事業や生垣等助成との連携による、既存ブロック塀の改善や生垣への転換

がけ・擁壁等

- がけ・擁壁等を含めた敷地の耐震化
- 安全対策に係る支援制度の創設